

# 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

成年後見制度利用促進基本計画

令和3年度～令和5年度

(案)

パブリックコメント要約版

笠間市

## 1. 計画の背景と趣旨

日本の高齢化は急速に進行しており、令和7年（2025年）には団塊の世代すべてが75歳以上になるほか、令和22年（2040年）にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は今後さらに進行していくことが見込まれています。これに伴い、単身高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者等の支援を要する高齢者も大幅に増加することが予測されます。

笠間市においても同様の傾向が見られ、総人口が減少している一方で、65歳以上の高齢者人口は増加しており、高齢化率は令和2年10月1日現在31.7%に達し、今後も増加傾向が続くと予想されます。また、要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）は令和2年10月1日現在3,806人、認定率（65歳以上の高齢者に占める要支援・要介護認定者の割合）は16.0%となり、要介護認定者数も増加傾向にあります。

笠間市ではこれまで、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据え、医療・介護・予防・福祉・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進め、介護予防・日常生活支援総合事業や認知症施策、多様な生活支援サービスの充実を図ってきました。

第8期計画では、中長期的な視点に立った計画として、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定するとともに、新たに成年後見制度利用促進基本計画を盛り込むことで、第7期計画の基本理念である「相互に支えあい、優しさと心が通いあう地域づくり」の実現を目指します。

## 2. 計画の性格と位置づけ

### （1）法令等の根拠

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8により、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画として定めることとされています。

「介護保険事業計画」は介護保険法第117条により、市町村は3年を1期として介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めることとされています。

なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

### （2）成年後見制度利用促進基本計画との一体的な策定

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び「国の基本計画」に鑑み、「成年後見制度利用促進基本計画」を市の基本計画として策定することとし、策定にあたっては、これまで「高齢者福祉計画」において成年後見制度利用支援事業及び権利擁護事業を実施してきたことを踏まえ、本計画と一体的に策定するものとします。

### （3）関連計画との位置づけ

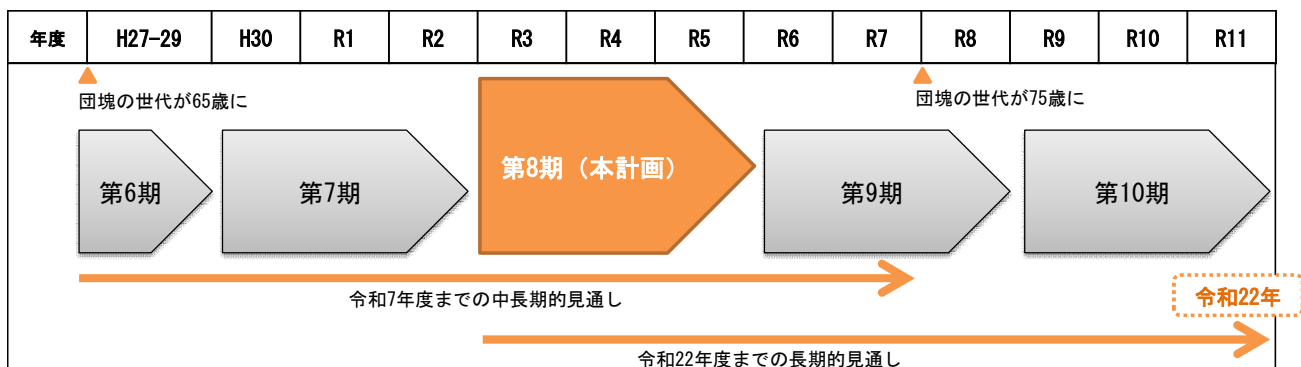
笠間市の高齢者保健福祉に関する総合的計画として、本市の特性を踏まえるとともに、上位計画である「笠間市総合計画」と整合性を図り策定する計画です。また、本市の地域福祉計画をはじめ、

障害者計画・障害福祉計画等の関連計画と関係性を保持するものとし、さらに、茨城県高齢者福祉計画・茨城県介護保険事業支援計画である「いばらき高齢者プラン21」や第7次茨城県保健医療計画との整合性を図ります。



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）の3年間とします。なお、本計画は団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）、更に現役世代が急減する令和22年（2040年）の双方を見据えた中長期的な視点を持つものですが、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し、改善を図るものとし、



## 4. 各種アンケート（抜粋）

### （1）調査概要

#### ◆調査目的

高齢者の生活状況や健康状態などをうかがい、介護の実態や課題、意見や要望を把握し、本計画策定の基礎資料とすることを目的として下記のとおり各種アンケート調査を実施しました。下記のほか、介護保険サービス事業所の運営状況や今後の事業展開を把握するための事業所調査及び法人調査を実施し、本計画策定の参考としました。

#### ◆調査方法及び調査期間

| 調査区分             | 調査方法           | 調査期間                      |
|------------------|----------------|---------------------------|
| 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | 郵送による配布回収      | 令和元年11月29日から令和元年12月16日まで  |
| 要介護認定者調査         | 郵送による配布回収      | 令和元年11月29日から令和元年12月16日まで  |
| 在宅介護実態調査         | 認定調査員による聴き取り調査 | 平成30年10月16日から令和元年12月27日まで |
| 在宅生活改善調査         | 郵送による配布回収      | 令和元年11月22日から令和元年12月16日まで  |
| 居所変更実態調査         | 郵送による配布回収      | 令和元年11月22日から令和元年12月16日まで  |
| 介護人材実態調査         | 郵送による配布回収      | 令和元年11月22日から令和元年12月16日まで  |

#### ◆調査の対象と回収状況

| 区分               | 調査対象者   | 配付数             | 回収数   | 回収率   |
|------------------|---|-----------------|-------|-------|
| 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | 65歳以上の方（総合事業対象者、要支援1,2の認定を受けている方含む）23,578人（住民基本台帳 令和元年10月31日現在） | 1,000件<br>（無作為） | 634件  | 63.4% |
| 要介護認定者調査         | 要介護認定1～5を受けている65歳以上の方2,896人（令和元年10月31日現在）                       | 1,000件<br>（無作為） | 542件  | 54.2% |
| 在宅介護実態調査         | 要介護認定更新者の内在宅者1,453人（調査期間中）                                      | 493件<br>（無作為）   | 477件  | 96.8% |
| 在宅生活改善調査         | 市内居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護事業所及び所属ケアマネジャー             | 24事業所           | 22事業所 | 91.7% |
| 居所変更実態調査         | 市内施設・居住系サービス事業所（サ高住・ケアハウス等含む）                                   | 34事業所           | 23事業所 | 67.6% |
| 介護人材実態調査         | 市内全介護サービス事業所及び訪問系所属介護職員（サ高住・ケアハウス等含む）                           | 93事業所           | 69事業所 | 74.2% |

## 1. 基本理念

第8期計画においては、第7期計画で進めてきた取組を更に充実させていくとともに、地域包括ケアの深化・推進の考え方を踏まえながら、地域全体で支え合い、個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、安心して生活していくことができる地域づくりを着実に推進していく必要があります。

このようなことから、第8期計画では、第7期計画の基本理念である『相互に支えあい、優しさと心が通いあう地域づくり』を踏襲し、4つの基本目標を定め、計画を推進していきます。

### <基本理念>

**相互に支えあい、優しさと心が通いあう地域づくり**

## 2. 基本目標

基本理念の実現を目指して以下のとおり、4つの基本目標を定めます。

**基本目標1 社会参加・生きがいづくりの推進**

**基本目標2 健康づくりと介護予防の推進**

**基本目標3 地域包括ケアシステムの深化**

**基本目標4 質の高い介護サービスの基盤整備**

### 3. 施策体系

| 基本目標               | 施策項目            | 実施事業等  |  |
|--------------------|-----------------|--|--|
| 1. 社会参加・生きがいづくりの推進 | 就労              | ①シルバー人材センター助成事業<br>②多世代が活躍する場の構築事業   |  |
|                    | 趣味・学習活動         | ①高齢者クラブ活動助成事業<br>②地域交流センターの活用<br>③いこいの家はなさかの活用<br>④公民館事業<br>⑤スポーツ教室  |  |
|                    | 社会活動            | ①高齢者の集いの場づくり <b>重点事業</b><br>②敬老事業<br>③ボランティア活動   |  |
| 2. 健康づくりと介護予防の推進   | 健康づくり事業         | ①健康教育・健康相談<br>②健康診査・各種検診<br>③訪問指導<br>④予防接種   |  |
|                    | 介護予防・日常生活支援総合事業 | 介護予防・生活支援サービス事業  | ①訪問介護相当サービス<br>②ふれあいサポート事業<br>③通所介護相当サービス<br>④いきいき通所事業<br>⑤ふれあいサロン事業 <b>重点事業</b><br>⑥元気すこやか教室事業<br>⑦介護予防ケアマネジメント事業<br>⑧その他生活支援事業 |
|                    |                 | 一般介護予防事業   | ①介護予防把握事業<br>②介護予防普及啓発事業<br>③地域介護予防活動支援事業 <b>重点事業</b><br>④一般介護予防事業評価事業<br>⑤地域リハビリテーション活動支援事業                                     |
| 3. 地域包括ケアシステムの深化   | 多様な福祉サービス       | ①在宅福祉サービス事業<br>②生活管理指導短期宿泊事業<br>③入所措置事業<br>④デマンドタクシーかさま運行事業<br>⑤不燃ごみ収集袋及び資源物収集袋によるゴミ出し支援事業<br>⑥買い物弱者支援事業(移動スーパー)(実証実験)<br>⑦いばらきの高齢者制度優待制度<br>⑧いばらき身障者等用駐車場利用制度 |  |

| 基本目標               | 施策項目              | 実施事業等  |
|--------------------|-------------------|--|
| 3. 地域包括ケアシステムの深化   | 安心・安全対策           | ①防犯パトロール<br>②災害時の要援護者避難協定<br>③消費生活センター<br>④高齢者見守り事業 <b>重点事業</b><br>・高齢者見守りあんしんシステム事業<br>・地域包括ケアシステムネットワーク(見守り協定)<br>・徘徊高齢者等SOSネットワーク事業   |
|                    | 地域包括ケア体制の強化       | ①在宅医療推進事業<br>②在宅訪問歯科保健事業<br>③地域ケアシステム推進事業<br>④地域包括支援センターの運営・機能強化<br>・地域包括支援センターの運営<br>・介護予防プラン作成事業<br>・総合相談支援<br>・権利擁護事業<br>・ケアマネジメントリーダー活動等支援<br>・地域ケア会議の推進<br>⑤在宅医療・介護連携の推進<br>⑥生活支援体制整備事業の推進<br>⑦成年後見制度利用促進支援事業 |
|                    | 認知症施策の推進          | ①認知症普及啓発の推進 <b>重点事業</b><br>②認知症の状態に応じた支援の推進  |
|                    | I C Tの活用          | ①介護健診ネットワークシステム事業<br>②GPSを活用した認知症徘徊高齢者見守り事業<br>③オンライン相談、ウェブ会議の活用   |
|                    | サービス体制            | ①介護認定調査<br>②認定審査会(ペーパーレス、ウェブ会議の活用)<br>③相談窓口・苦情処理体制の充実<br>④居宅サービスの提供<br>⑤地域密着型サービスの提供 <b>重点事業</b><br>⑥施設サービスの提供 <b>重点事業</b><br>⑦居宅介護サービス事業所の指定  |
| 4. 質の高い介護サービスの基盤整備 | 質的向上              | ①介護支援専門員の研修<br>②認定審査委員・調査員の研修<br>③居宅系サービス事業所の指導<br>④介護給付等費用適正化推進事業 <b>重点事業</b>   |
|                    | 介護者への支援や虐待防止対策の推進 | ①家族介護支援事業  |
|                    | 情報提供の充実           | ①サービス事業者連絡会議<br>②広報・周知の充実  |

※   網掛けは地域支援事業

## 4. 施策の柱

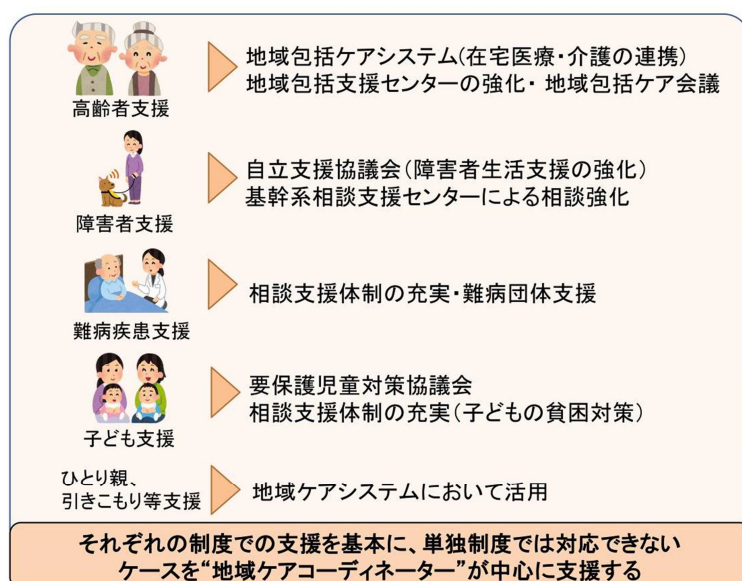
### 【施策の柱1】 地域包括ケアシステムの推進

- (1) 介護予防の推進及び生活支援サービスの充実
- (2) 介護と医療の連携
- (3) 高齢者にやさしいまちづくり
- (4) 認知症支援策の充実

#### 【関連する重点事業】

|                |        |
|----------------|--------|
| ■高齢者の集いの場づくり   | 60 ページ |
| ■ふれあいサロン事業     | 64 ページ |
| ■地域介護予防活動支援事業  | 66 ページ |
| ■高齢者見守り事業      | 73 ページ |
| ■認知症サポーター等養成事業 | 78 ページ |

図表 49 茨城型地域包括ケアシステム



### 【施策の柱2】 介護保険の適正な運営

- (1) 適切なサービスの提供
- (2) サービスの質的向上
- (3) 介護人材の確保、定着、育成

#### 【関連する重点事業】

|                 |        |
|-----------------|--------|
| ■地域密着型サービスの提供   | 83 ページ |
| ■施設サービスの提供      | 83 ページ |
| ■介護給付等費用適正化推進事業 | 85 ページ |



## 5. 市の地域包括ケアシステム

### (1) 日常生活圏域の設定について

これまで培ってきた各圏域の関係性を考慮し、引き続き地域における包括的ケアを推進し浸透させていくために、これまで同様3つの日常生活圏域を維持するものとします。

図表 51 本市の概況

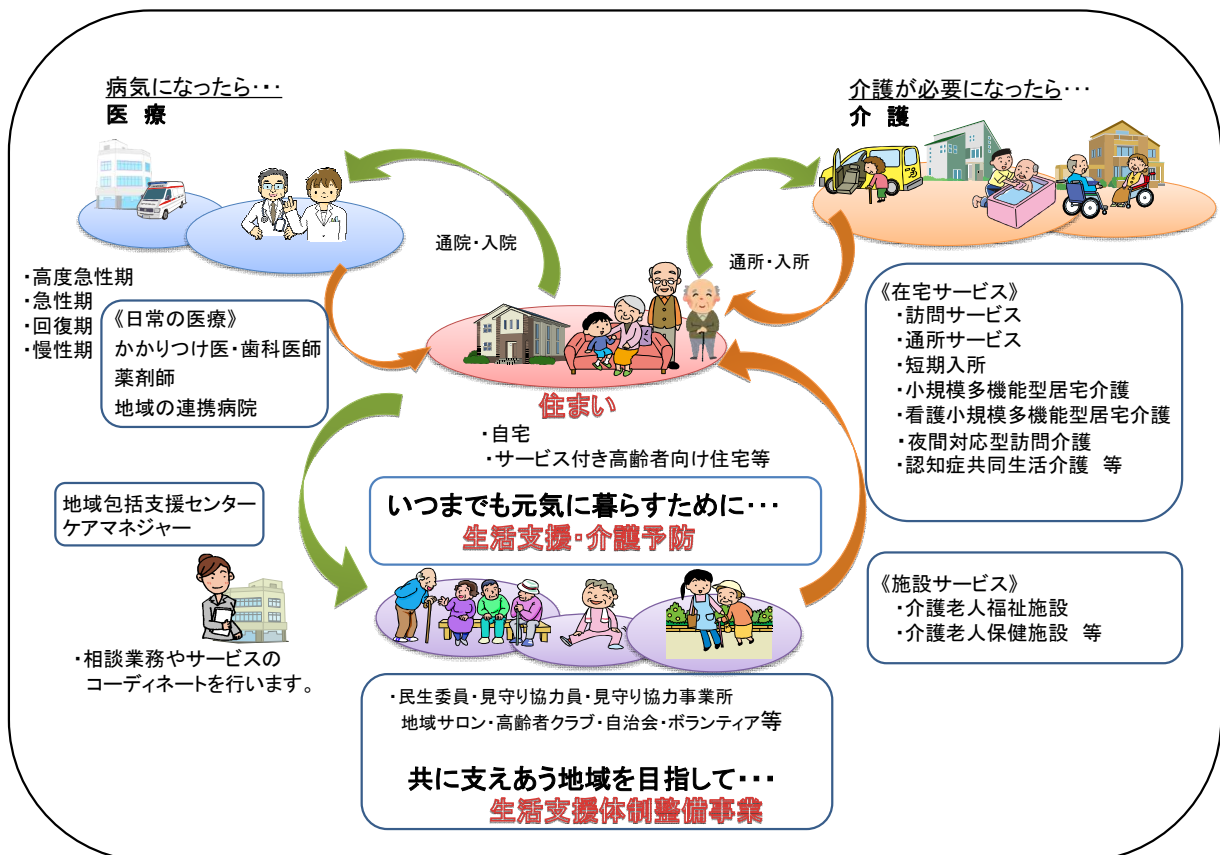
|       | 笠間市                    | 笠間地区                   | 友部地区                  | 岩間地区                  |
|-------|------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 面積    | 240.40k m <sup>2</sup> | 131.76k m <sup>2</sup> | 58.71k m <sup>2</sup> | 49.93k m <sup>2</sup> |
| 総人口   | 75,059 人               | 24,705 人               | 35,657 人              | 14,697 人              |
| 高齢者人口 | 23,805 人               | 8,632 人                | 10,351 人              | 4,822 人               |
| 高齢化率  | 31.7%                  | 34.9%                  | 29.0%                 | 32.8%                 |

出所：住民基本台帳人口（令和2年10月1日現在）

### (2) 市の地域包括ケアシステムの方向性について

市民の自助的な健康づくり・介護予防、地域で活動する様々な担い手との協働とコーディネート、保健福祉部門に留まらない関係各課及び多様な関係機関との情報と目的を共有した連携など、それぞれの立場における役割を結び付け、取り組みの効果を総合的に高めていく仕組みづくりを目指します。

図表 52 地域包括ケアシステムのイメージ



## 6. 地域支援事業

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態になった場合においても、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう支援することを目的としています。地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」で構成されています。

図表 53 地域支援事業の概要

| 介護給付（要介護 1～5） |   |
|---------------|---|
| 予防給付（要支援 1～2） |   |
| 地域支援事業        | <b>介護予防・日常生活支援総合事業</b><br>○介護予防・生活支援サービス事業（要支援 1～2・事業対象者） <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問型サービス</li> <li>・通所型サービス</li> <li>・その他生活支援サービス</li> <li>・介護予防ケアマネジメント事業</li> </ul><br>○一般介護予防事業（65歳以上の全高齢者） <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防把握事業</li> <li>・介護予防普及啓発事業</li> <li>・地域介護予防活動支援事業</li> <li>・一般介護予防事業評価事業</li> <li>・地域リハビリテーション活動支援事業</li> </ul> |
|               | <b>包括的支援事業</b><br>○地域包括支援センターの運営・機能強化<br>○地域包括ケア会議の運営<br>○総合相談支援<br>○権利擁護事業<br>○包括的・継続的ケアマネジメント支援業務<br>○在宅医療・介護連携の推進<br>○認知症施策の推進<br>○生活支援体制整備事業  |
|               | <b>任意事業</b><br>○認知症サポーター等養成事業<br>○成年後見制度利用促進支援事業<br>○介護給付等費用適正化事業<br>○高齢者見守り事業<br>○家族介護支援事業<br>○住宅改修支援事業  |

## 7. 災害・感染症対策に係る体制整備

近年、全国各地において地震や風水害、土砂災害など甚大な自然災害が頻発しており、令和2年7月豪雨では、熊本県の特別養護老人ホームで入所者14人が犠牲になるという痛ましい被害も発生しています。また、新型コロナウイルス感染症の流行は、これまでの生活を大きく変貌させ、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けるための新しい生活様式に沿った、高齢者福祉・介護体制の整備が急務となっています。

本市ではこのような状況を踏まえ、以下のとおり災害や感染症対策に係る体制整備を進めていきます。

### 【災害対策】

自然災害に対しては、被害を未然に防ぐための予防対策と、災害が発生した場合に被害を最小限にとどめるための対策が重要です。市では、地域防災計画における要配慮者<sup>\*</sup>に対する災害予防対策や安全確保対策等に基づき、支援が必要な高齢者を把握し、個別計画を立てるとともに、本人の同意のもと平時から必要な機関と情報の共有を図っています。

避難施設の開設にあたっては、福祉施設等を避難施設として使用する協定を結ぶなど災害に備える仕組み作りをしています。また、必要に応じ市の施設において福祉避難所を開設することとしています。

なお、介護保険施設等においては、自力避難が困難な方も多く利用されており、利用者の安全を確保するため、各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があることから、災害に関する具体的な計画の策定と見直しを行い、随時、訓練が実施されています。

<sup>\*</sup>要配慮者：災害発生時に避難等において特に配慮を要するとされる、高齢者、障がい者、乳幼児等

#### （今後の取り組み）

- ・ ひとり暮らし高齢者など、情報弱者といわれる方に適切な情報が伝わるよう、在宅ケアチームや事業所等と連携し、必要とされる正確な情報の発信に努めます。
- ・ 災害時に地域の要配慮者を安全かつ確実に避難させるため、関係機関との連携をさらに強化し、役割分担を明確にしてスムーズな避難につなげられるよう、訓練等を行います。
- ・ 災害に備え、介護サービス事業所等と連携して周知啓発、従業員の研修、訓練等を行います。
- ・ 各事業所等の計画について、食糧や生活必需品などの物資の備蓄・調達状況を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等を確認するよう促し、災害への備えを図ります。

### 【感染症対策】

本市では、日頃から各事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発を行うとともに、地域で感染症が発生した際に事業所がサービス提供を継続するための備えを講じられているかを、随時確認しています。

また、各事業所等において適切な感染症対策が取られているかを把握し、適切な対応ができるよう、国や県と連携しながら指導・支援しています。

#### (今後の取り組み)

- ・ ひとり暮らし高齢者など、情報弱者といわれる方に適切な情報が伝わるよう、在宅ケアチームや事業所等と連携し、必要とされる正確な情報の発信に努めます。
- ・ 各事業所等の職員が、感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実等を図ります。
- ・ 平時から、オンライン相談、ウェブ会議の導入などを推進します。
- ・ 感染症拡大期における自粛生活を想定し、日ごろから自宅でできる介護予防の取り組みを推進します。
- ・ 感染症拡大期等にサービス提供を中止・縮小せざるを得ない事業所に対し、代替サービスの確保に向けた対応策について、国や県と連携し支援します。
- ・ 避難所における感染症対策として、対応基本方針に基づき、密集・密接を避けるためのスペースの確保、動線の工夫、換気や衛生対策の徹底などを図ります。

## 高齢者保健福祉・介護保険事業の展開

計画本編 p.55～89

### 基本目標 1 社会参加・生きがいの推進

#### (1) 就労

##### 【実施事業等】

- |                 |
|-----------------|
| ①シルバー人材センター助成事業 |
| ②多世代が活躍する場の構築事業 |

#### (2) 趣味・学習活動

##### 【実施事業等】

- |               |
|---------------|
| ①高齢者クラブ活動助成事業 |
| ②地域交流センターの活用  |
| ③いこいの家はなさかの活用 |
| ④公民館事業        |
| ⑤スポーツ教室       |

#### (3) 社会活動

##### 【実施事業等】

- |              |
|--------------|
| ①敬老事業        |
| ②ボランティア活動    |
| ③高齢者の集いの場づくり |

## 基本目標 1 における重点事業

### ①高齢者の集いの場づくり

| 年度         | 実績     |       |       | 第 8 期計画値 |       |       |
|------------|--------|-------|-------|----------|-------|-------|
|            | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R3 年度    | R4 年度 | R5 年度 |
| コミュニティサロン数 | 13     | 19    | 21    | 22       | 23    | 24    |

## 基本目標 2 健康づくりと介護予防の推進

### (1) 健康づくり事業

#### 【実施事業等】

|            |
|------------|
| ①健康教育・健康相談 |
| ②健康診査・各種検診 |
| ③訪問指導      |
| ④予防接種      |

### (2) 介護予防・生活支援サービス事業

#### 【実施事業等】

|                 |
|-----------------|
| ①訪問介護相当サービス     |
| ②ふれあいサポート事業     |
| ③通所介護相当サービス     |
| ④いきいき通所事業       |
| ⑤ふれあいサロン事業      |
| ⑥元気すこやか教室事業     |
| ⑦介護予防ケアマネジメント事業 |
| ⑧その他生活支援事業      |

### (3) 一般介護予防事業

#### 【実施事業等】

|                                     |
|-------------------------------------|
| ①介護予防把握事業                           |
| ②介護予防普及啓発事業（講演会、介護予防運動教室等）          |
| ③地域介護予防活動支援事業（シルバーリハビリ体操、スクエアステップ等） |
| ④一般介護予防事業評価事業                       |
| ⑤地域リハビリテーション活動支援事業                  |

## 基本目標 2 における重点事業

### ①ふれあいサロン事業

| 年度   | 実績     |       |       | 第 8 期計画値 |       |       |
|------|--------|-------|-------|----------|-------|-------|
|      | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R3 年度    | R4 年度 | R5 年度 |
| サロン数 | 6      | 6     | 6     | 7        | 8     | 9     |
| 会員数  | 84     | 77    | 68    | 78       | 88    | 98    |

②地域介護予防活動支援事業(住民主体の運動教室)

| 年度     | 実績     |        |        | 第8期計画値 |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|        | H30年度  | R元年度   | R2年度   | R3年度   | R4年度   | R5年度   |
| 教室数    | 106    | 106    | 106    | 110    | 110    | 110    |
| 延べ参加人数 | 47,094 | 42,713 | 42,000 | 45,000 | 45,500 | 46,000 |

## 基本目標3 地域包括ケアシステムの深化

### (1) 多様な福祉サービス

【実施事業等】

|                             |
|-----------------------------|
| ①在宅福祉サービス事業                 |
| ②生活管理指導短期宿泊事業               |
| ③入所措置事業                     |
| ④デマンドタクシーかさま運行事業            |
| ⑤不燃ごみ収集袋及び資源物収集袋によるゴミ出し支援事業 |
| ⑥買い物弱者支援事業(移動スーパー)(実証実験)    |
| ⑦いばらきの高齢者制度優待制度             |
| ⑧いばらき身障者等用駐車場利用制度           |

○介護保険対象外サービスについて

高齢者福祉計画には、介護保険対象外のサービスに係る見込みを定める必要があります。本市では、養護老人ホームの利用者数、軽費老人ホームの設置数について、次のように見込みます。

|              |  |
|--------------|--|
| 養護老人ホームの利用者数 | 近年の実績により、計画期間中、毎年度25人程度見込みます。          |
| 軽費老人ホームの設置数  | 市内にはケアハウスが3か所あり、計画期間中も同数を維持するものと見込みます。 |

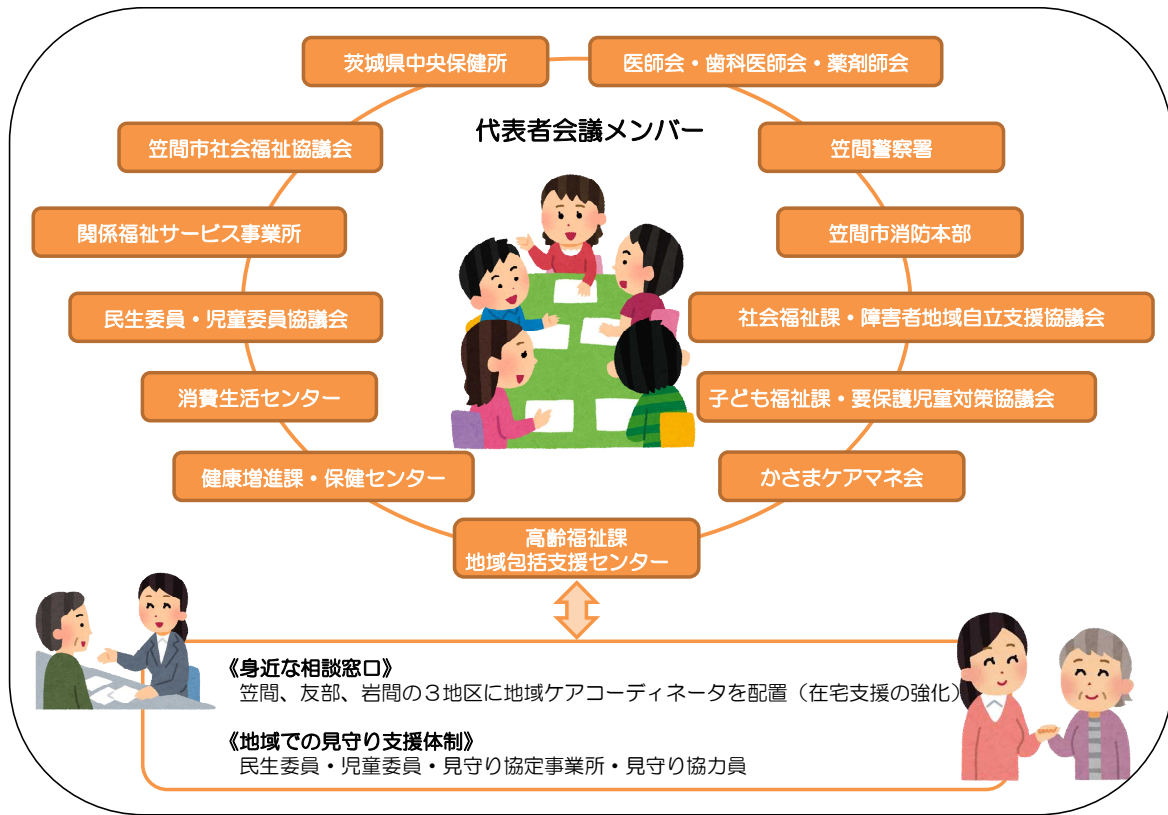
### (2) 安心・安全対策

【実施事業等】

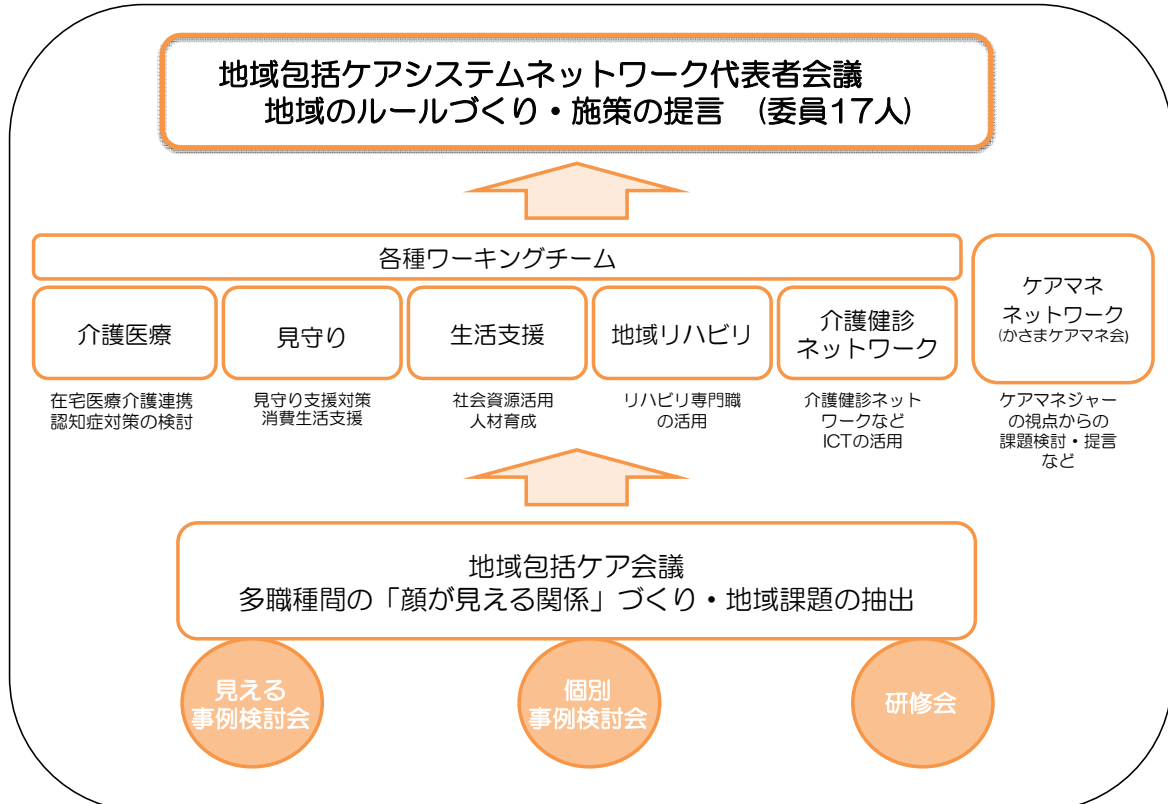
|                                    |                         |
|------------------------------------|-------------------------|
| ①防犯パトロール                           |                         |
| ②災害時の要援護者避難協定                      |                         |
| ③消費生活センター                          |                         |
| ④高齢者見守り事業                          | 高齢者見守りあんしんシステム事業        |
|                                    | 地域包括ケアシステムネットワーク(見守り協定) |
|                                    | 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業       |
| ★地域での見守り体制(在宅ケアチームの構築及び救急医療キットの設置) |                         |

### (3) 地域包括ケア体制の強化

#### ○地域包括ケアシステムネットワーク体制



#### ○地域包括ケアシステムネットワークによる連携会議体制



【実施事業等】 〔包〕 包括的支援事業 〔任〕 任意事業

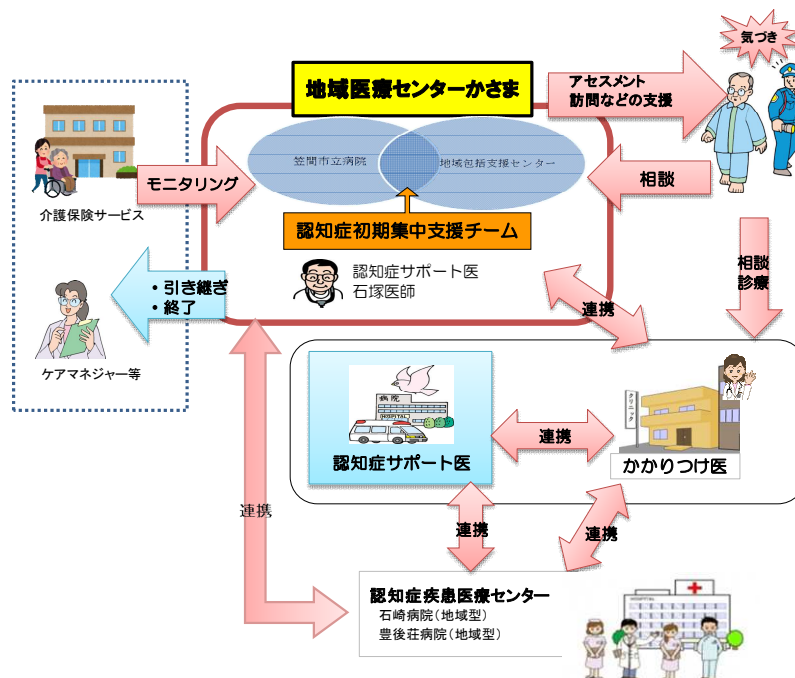
|                            |                   |
|----------------------------|-------------------|
| ①在宅医療推進事業                  |                   |
| ②在宅訪問歯科保健事業                |                   |
| ③地域ケアシステム推進事業              |                   |
| ④地域包括支援センターの<br>運営・機能強化〔包〕 | 地域包括支援センターの運営     |
|                            | 介護予防プラン作成事業       |
|                            | 総合相談支援            |
|                            | 権利擁護事業            |
|                            | ケアマネジメントリーダー活動等支援 |
|                            | 地域ケア会議の推進         |
| ⑤在宅医療・介護連携の推進〔包〕           |                   |
| ⑥生活支援体制整備事業の推進〔包〕          |                   |
| ⑦成年後見制度利用促進支援事業〔任〕         |                   |

(4) 認知症施策の推進

【実施事業等】 〔一般〕 一般介護予防事業 〔包〕 包括的支援事業 〔任〕 任意事業

|                     |               |                   |
|---------------------|---------------|-------------------|
| ①認知症普及啓発の推進〔一般・包・任〕 | 予防教室等の開催      |                   |
| ②認知症の状態に応じた支援の推進〔包〕 | 早期発見・早期対応     | 物忘れ相談会の実施         |
|                     |               | 認知症初期集中支援チームによる支援 |
|                     | 認知症の方と介護者への支援 | 認知症地域支援推進員の配置     |
|                     |               | 認知症カフェの実施         |

図表 54 認知症初期集中支援チーム





## (5) ICTの活用

### 【実施事業等】

|                        |
|------------------------|
| ①介護健診ネットワークシステム事業      |
| ②GPSを活用した認知症徘徊高齢者見守り事業 |
| ③オンライン相談、ウェブ会議の活用      |

## 基本目標3における重点事業

### ①高齢者見守り事業

| 年度          | 実績    |      |      | 第8期計画値 |      |      |
|-------------|-------|------|------|--------|------|------|
|             | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度   | R4年度 | R5年度 |
| 在宅ケアチームの構築数 | 621   | 527  | 540  | 560    | 560  | 560  |
| 見守り協定事業所数   | 63    | 59   | 61   | 62     | 62   | 62   |

### ②認知症普及啓発の推進

| 年度              | 実績    |       |       | 第8期計画値 |       |       |
|-----------------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
|                 | H30年度 | R元年度  | R2年度  | R3年度   | R4年度  | R5年度  |
| 認知症サポーター数(延べ人数) | 3,867 | 4,439 | 4,600 | 4,800  | 5,300 | 5,800 |

## 基本目標4 質の高い介護サービスの基盤整備

### (1) サービス体制

#### 【実施事業等】

| 事業名称等                   |
|-------------------------|
| ①介護認定調査                 |
| ②認定審査会(ペーパーレス、ウェブ会議の活用) |
| ③相談窓口・苦情処理体制の充実         |
| ④居宅サービスの提供              |
| ⑤地域密着型サービスの提供           |
| ⑥施設サービスの提供              |
| ⑦居宅介護サービス事業所の指定         |

## (2) 質的向上

### 【実施事業等】

|                 |
|-----------------|
| ①介護支援専門員の研修     |
| ②認定審査委員・調査員の研修  |
| ③居宅系サービス事業所の指導  |
| ④介護給付等費用適正化推進事業 |

## (3) 介護者への支援や虐待防止対策の推進

### 【実施事業等】

|           |
|-----------|
| ①家族介護支援事業 |
|-----------|

## (4) 情報提供の充実

### 【実施事業等】

|              |
|--------------|
| ①サービス事業者連絡会議 |
| ②広報・周知の充実    |

## 基本目標4における重点事業

### ①地域密着型サービスの提供

単位：事業所数

| 年度                   | 実績    |      |      | 第8期計画値 |
|----------------------|-------|------|------|--------|
|                      | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3~5年度 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 0     | 0    | 0    | 1      |
| 認知症対応型通所介護           | 3     | 3    | 3    | 3      |
| 小規模多機能型居宅介護          | 3     | 3    | 3    | 4      |
| 認知症対応型共同生活介護         | 9     | 9    | 9    | 10     |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 1     | 1    | 1    | 1      |
| 看護小規模多機能型居宅介護        | 1     | 1    | 2    | 2      |

### ②施設サービスの提供

単位：事業所数

| 年度        | 実績    |      |      | 第8期計画値 |
|-----------|-------|------|------|--------|
|           | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3~5年度 |
| 介護老人福祉施設  | 5     | 5    | 5    | 6      |
| 介護老人保健施設  | 4     | 4    | 5    | 5      |
| 介護療養型医療施設 | 1     | 1    | 1    | 1      |
| 介護医療院     | 0     | 0    | 0    | 0      |

### ③介護給付等費用適正化推進事業

| 年度              | 実績     |        |        | 第8期計画値 |        |        |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                 | H30年度  | R元年度   | R2年度   | R3年度   | R4年度   | R5年度   |
| 給付費通知発送件数       | 11,990 | 12,709 | 12,900 | 13,200 | 13,600 | 14,100 |
| ケアプラン点検件数       | 20     | 19     | 14     | 22     | 22     | 22     |
| 認定調査状況チェック件数    | 0      | 0      | 11     | 18     | 18     | 18     |
| 住宅改修等の点検件数      | 1      | 3      | 3      | 6      | 6      | 6      |
| 縦覧点検・医療情報との突合回数 | 12     | 12     | 12     | 12     | 12     | 12     |

## 将来推計

計画本編 p.91～114

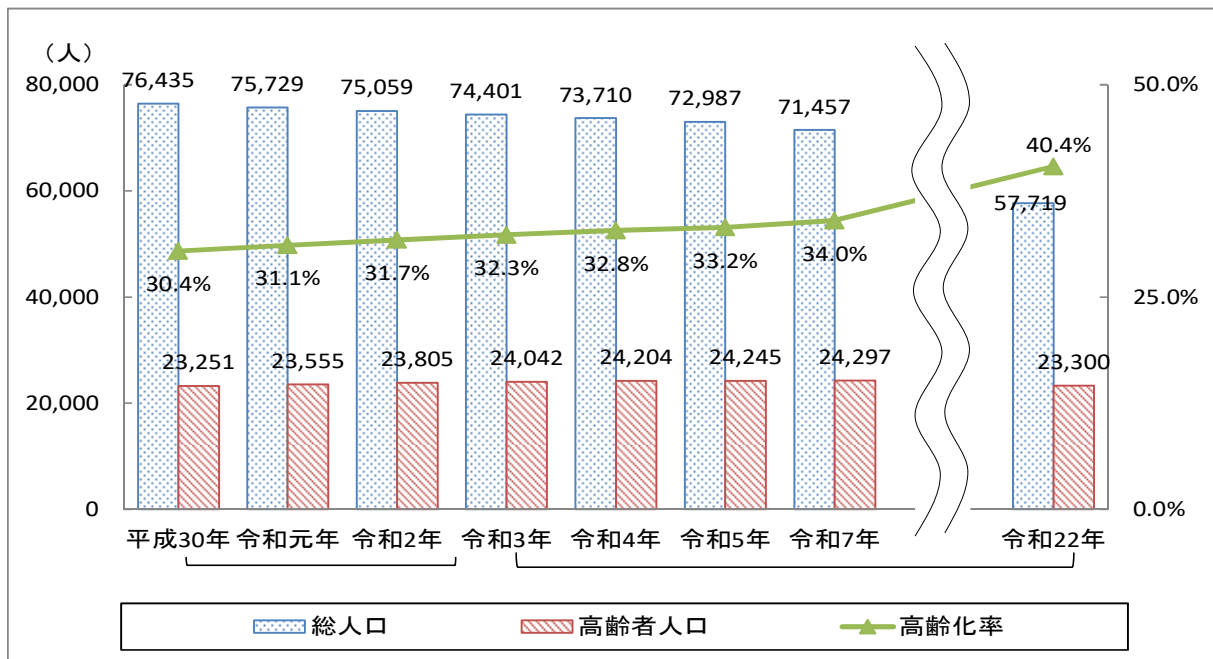
### 1. 人口推計

#### (1) 人口推計

平成30年から令和2年までの本市の人口推移をみると、総人口は減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。これに伴い、総人口に占める65歳以上の人口割合である高齢化率は年々高まっています。この傾向は今後も続き、第8期計画の最終年にあたる令和5年には高齢者人口は24,245人、高齢化率は33.2%に達する見込みです。

令和7年には65歳以上の人口が24,297人、高齢化率は34.0%と、市民のおよそ3人に1人が高齢者であると見込まれ、さらに、令和22年には高齢化率は40.4%まで上昇すると見込まれます。

図表 57 人口推計



出所：令和2年までは住民基本台帳（10月1日現在）、令和3年以降は推計人口

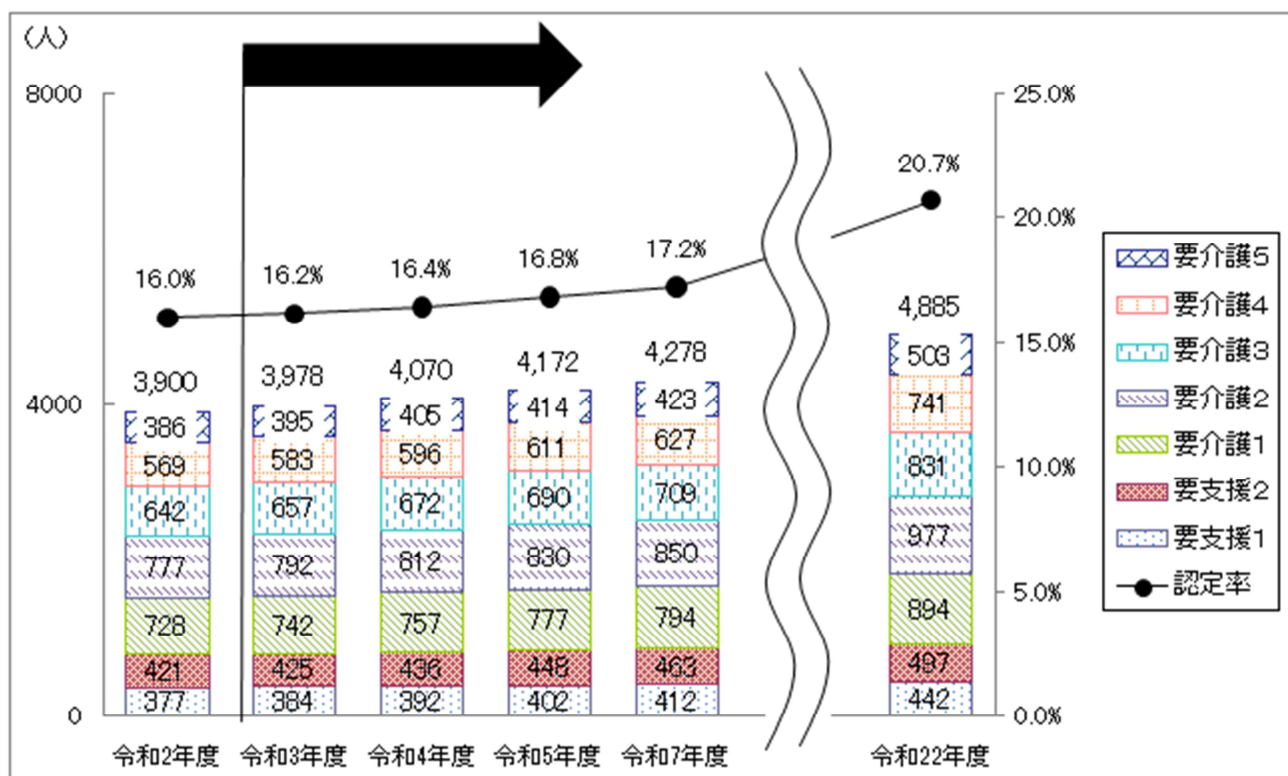
## 2. 要支援・要介護認定者推計

### (1) 要支援・要介護認定者推計

要支援・要介護者の推計値は、推計人口をもとに、要支援・要介護者の出現率の傾向から推計しています。

令和3年度以降の推計では、要支援・要介護者は令和7年度には4,278人、令和22年度には4,885人になると推計されます。また、認定率は令和7年度には17.2%、令和22年度には20.7%と想定されます。

図表 62 要支援・要介護認定者推計



出所：見える化システム

※認定率は第1号被保険者の認定者数を第1号被保険者数で除した数値

### 3. 介護保険サービスの種類

|           |   |
|-----------|---|
| 居宅サービス    | 訪問介護（ホームヘルプサービス）                        |
|           | 訪問入浴介護〔介護予防訪問入浴介護〕                      |
|           | 訪問看護〔介護予防訪問看護〕                          |
|           | 訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕            |
|           | 居宅療養管理指導〔介護予防居宅療養管理指導〕                  |
|           | 通所介護（デイサービス）                            |
|           | 通所リハビリテーション（デイケア）〔介護予防通所リハビリテーション〕      |
|           | 短期入所生活介護（ショートステイ）〔介護予防短期入所生活介護〕         |
|           | 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）〔介護予防短期入所療養介護〕      |
|           | 福祉用具貸与〔介護予防福祉用具貸与〕                      |
|           | 特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕                  |
|           | 居宅介護住宅改修〔介護予防住宅改修〕                      |
|           | 特定施設入居者生活介護〔介護予防特定施設入居者生活介護〕            |
|           | 介護予防支援・居宅介護支援（ケアプラン作成）                  |
| 地域密着型サービス | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護                        |
|           | 地域密着型通所介護                               |
|           | 認知症対応型通所介護〔介護予防認知症対応型通所介護〕              |
|           | 小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕            |
|           | 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕 |
|           | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護                    |
|           | 看護小規模多機能型居宅介護                           |
| 施設サービス    | 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）                     |
|           | 介護老人保健施設                                |
|           | 介護療養型医療施設                               |
|           | 介護医療院                                   |

## 4. 介護保険サービス事業量の推計

図表 64～68 介護保険サービス事業量の推計

単位：人

|               | 第7期    |       |       | 第8期計画値 |       |       | 第9期以降 |        |
|---------------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|
|               | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
| 介護予防サービス      | 427    | 417   | 349   | 352    | 360   | 371   | 382   | 409    |
| 介護予防支援        | 331    | 325   | 283   | 286    | 294   | 301   | 311   | 333    |
| 居宅サービス        | 2,911  | 2,954 | 3,021 | 3,074  | 3,077 | 3,158 | 3,184 | 3,7393 |
| 居宅介護支援        | 1,476  | 1,474 | 1,534 | 1,560  | 1,566 | 1,608 | 1,624 | 1,901  |
| 地域密着型介護予防サービス | 11     | 7     | 4     | 4      | 5     | 6     | 6     | 7      |
| 地域密着型サービス     | 489    | 493   | 533   | 558    | 595   | 625   | 636   | 727    |
| 施設サービス        | 757    | 795   | 887   | 916    | 969   | 986   | 1,039 | 1,193  |

出所：見える化システム

## 5. 介護サービス事業所整備目標

図表 69 介護サービス事業所の整備計画

|                 |                      | 第7期                  |          |          |              | 第8期           |     |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------|----------|--------------|---------------|-----|
|                 |                      | 令和2年度末実績値<br>( )は計画値 |          |          |              | 令和3～<br>令和5年度 |     |
|                 |                      | 笠間<br>地区             | 友部<br>地区 | 岩間<br>地区 | 市全体          | 増減            | 期末  |
| 特定施設入所者生活介護(か所) |                      | 1                    | 0        | 0        | 1            | 0             | 1   |
| 地域密着型サービス       | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 0                    | 0<br>(1) | 0        | 0<br>(1)     | 0             | 1   |
|                 | 地域密着型通所介護            | 4                    | 8        | 1        | 13           | 0             | 13  |
|                 | 認知症対応型通所介護           | 3                    | 0        | 0        | 3            | 0             | 3   |
|                 | 小規模多機能型居宅介護          | 1                    | 1        | 1        | 3            | 1             | 4   |
|                 | 認知症対応型共同生活介護         | 4                    | 2        | 3        | 9            | 1             | 10  |
|                 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0                    | 1        | 0        | 1            | 0             | 1   |
|                 | 看護小規模多機能型居宅介護        | 0                    | 2        | 0        | 2            | 0             | 2   |
| 介護老人福祉施設        | 事業所数                 | 2<br>(3)             | 2        | 1        | 5<br>(6)     | 0             | 6   |
|                 | 床数                   | 150<br>(200)         | 120      | 80       | 350<br>(400) | 0             | 400 |
| 介護老人保健施設        | 事業所数                 | 2                    | 2        | 1        | 5            | 0             | 5   |
|                 | 床数                   | 168                  | 200      | 80       | 448          | 0             | 448 |
| 介護療養型医療福祉施設     | 事業所数                 | 1                    | 0        | 0        | 1            | 0             | 1   |
|                 | 床数                   | 6                    | 0        | 0        | 6            | 0             | 6   |
| 介護医療院           | 事業所数                 | -                    | -        | -        | -            | 0             | 0   |

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護の第7期計画(友部地区)1事業所は、令和3年度に開設予定。

介護老人福祉施設の第7期計画(笠間地区)1事業所50床は、令和3年度に開設予定。

## 6. 地域支援事業の見込み

図表 70 地域支援事業費の算定

単位：千円

|                  | 第7期     | 第8期計画値  |         |         | 第9期以降   |         |
|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                  | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和7年度   | 令和22年度  |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 139,719 | 150,982 | 158,347 | 157,969 | 157,185 | 139,413 |
| 包括的支援事業費         | 60,133  | 63,928  | 65,478  | 66,888  | 69,690  | 70,770  |
| 任意事業費            | 40,282  | 40,116  | 40,823  | 40,873  | 41,215  | 44,500  |
| 地域支援事業費          | 240,134 | 255,026 | 264,648 | 265,730 | 268,090 | 254,683 |

## 7. 介護保険給付費推計

### (1) 介護保険料の算定の流れ

#### 1. 被保険者数

- ・第1号被保険者数（65歳以上）、第2号被保険者数（40～64歳）について、令和3～令和5年度の推計を行う。

#### 2. 要支援・要介護認定者数

- ・被保険者数に対する要支援・要介護認定者数（認定率）の動向等を勘案して将来の認定率を見込み、令和3～令和5年度の要支援・要介護認定者数を推計。

#### 3. 施設・居住系サービスの量

- ・要支援・要介護認定者数の見込み、施設・居住系サービスの整備方針を踏まえるとともに、これまでの給付実績を分析・評価して、施設・居住系サービス量を推計。

#### 4. 在宅サービス等の量

- ・地域密着型サービスの整備計画や、これまでの給付実績を分析して、在宅サービス等の見込量を推計。

#### 5. 地域支援事業に必要な費用

- ・介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業費、任意事業費を見込み、地域支援事業に係る費用を推計。

#### 6. 保険料の設定

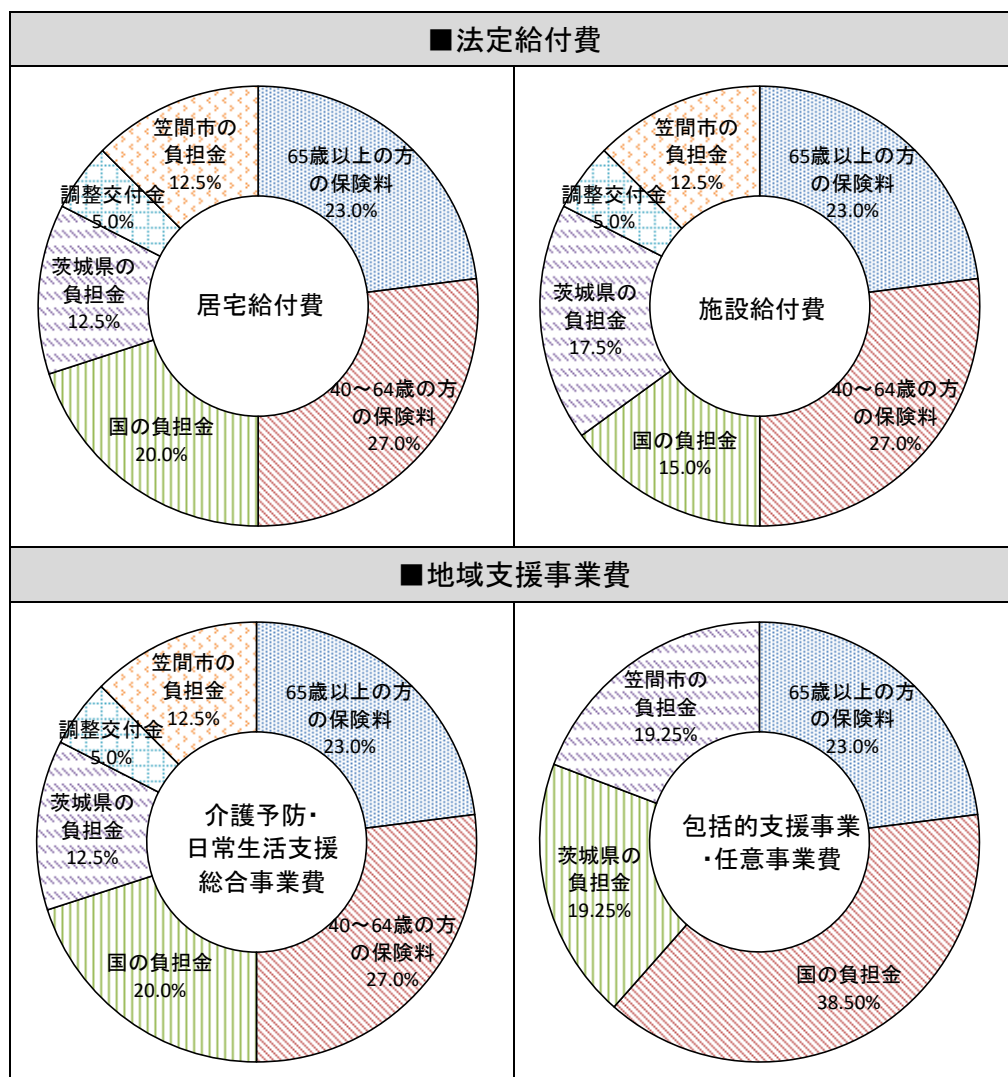
- ・介護保険の運営に必要な3～5の費用や被保険者数の見込みをもとに、第8期の介護保険料を設定。

## (2) 介護保険事業費の推計値

介護保険事業費の推計値 及び 介護保険料は、今後見込まれる介護報酬改定の影響により変化します。現時点では、保険料は5千円台後半になることが予想されます。

本編では、介護保険事業費については、現時点での介護報酬を基にした推計を掲載していますが、最終的には、報酬改定を反映したものに、差し替えさせていただきます。

## 8. 介護保険財政の仕組み





## 9. 介護保険料の見込み

図表 79 第1号被保険者の所得段階別保険料

| 段階               | 対象者               |                      | 基準額に対する割合                     | 介護保険料(円) |    |  |
|------------------|-------------------|----------------------|-------------------------------|----------|----|--|
|                  |                   |                      |                               | 年額       | 月額 |  |
| 第1段階             | 本人が住民税非課税         | 非課税世帯                | 生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 | 0.30     |    |  |
|                  |                   |                      | 年金収入等80万円以下                   |          |    |  |
| 第2段階             |                   |                      | 年金収入等80万円超120万円以下             | 0.50     |    |  |
| 第3段階             |                   | 年金収入等120万円超          | 0.70                          |          |    |  |
| 第4段階             |                   | 課税世帯                 | 年金収入等80万円以下                   | 0.90     |    |  |
| <b>第5段階【基準額】</b> | 年金収入等80万円超120万円以下 |                      | 1.00                          |          |    |  |
| 第6段階             | 本人が住民税課税          | 合計所得金額120万円未満        | 1.20                          |          |    |  |
| 第7段階             |                   | 合計所得金額120万円以上210万円未満 | 1.30                          |          |    |  |
| 第8段階             |                   | 合計所得金額210万円以上320万円未満 | 1.50                          |          |    |  |
| 第9段階             |                   | 合計所得金額320万円以上500万円未満 | 1.70                          |          |    |  |
| 第10段階            |                   | 合計所得金額500万円以上        | 1.80                          |          |    |  |

出所：見える化システム

計画本編 p.115～127

## 成年後見制度利用の推進（成年後見制度利用促進基本計画）

### 1. 計画の概要

#### （1）成年後見制度利用促進計画策定の背景と趣旨

成年後見制度は、認知症高齢者や障がい者など判断能力の不十分な人のために財産管理や契約を代わって行う成年後見人等を選任する制度であり、平成11年の民法の一部改正により、従来の禁治産制度が見直され、平成12年4月から開始した制度です。

平成28年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「法」といいます。）が施行され、国ではこれまでの取り組みと、さらにノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上の保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされたところです。

また、法では県や市町村に対して、必要な制度利用に関する促進体制の整備などに努めることが

明示され、平成 29 年 3 月に、法に基づく成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。その計画の中で、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めるものとされたことから、施策を進めるため新たな基本計画を策定するものです。

## **(2) 成年後見制度について**

成年後見制度は大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の 2 つがあります。法定後見にはさらに、「後見」、「保佐」、「補助」という 3 つの類型があり、家庭裁判所への手続により、本人の判断能力の程度に応じて審判により類型が決定されます。必要に応じて、申立後に家庭裁判所が鑑定をおこなうことがあります。

また、選任される成年後見人等については、第三者である専門職が成年後見人等になる場合や、家族などが親族後見人として選任される場合、この他にも、同時に複数人が成年後見人等となる複数後見やリレー式後見といった多様な方法があります。

## **(3) 計画の性格と位置づけ**

「成年後見制度の利用促進に関する法律」及び「国の基本計画」に鑑み、「成年後見制度利用促進基本計画」を市の基本計画として策定することとし、策定にあたっては、これまで「高齢者福祉計画」において成年後見制度利用支援事業及び権利擁護事業を実施してきたことを踏まえ、本計画と一体的に策定するものとします。

また、本市の地域福祉計画をはじめ、個別計画である障害者計画・障害福祉計画等の関連計画と関係性を保持するものとします。

# **2. 計画の基本目標及び施策の展開**

## **基本目標 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり**

### **1-1 実施体制の整備等（中核機関の設置・運営）**

権利擁護支援の地域連携ネットワークを目的とした中核機関を地域包括支援センターに設置し、相談支援の強化を図ります。

中核機関では、地域包括支援センターの総合相談業務、権利擁護業務の機能を十分に活かし、成年後見制度に関する相談窓口の機能を担い、関係機関との連携を図ることで制度利用が必要な市民をいち早く把握し、成年後見制度の適切な利用を促進します。

また、地域連携ネットワークの基本的仕組みとして、「成年後見制度利用促進協議会」を設置し、各関係機関による地域課題の検討・調整・解決を行うことが必要とされています。

市では、医療・保健・福祉・司法等各分野の専門職や民生委員等で構成された「笠間市地域包括ケアシステムネットワーク代表者会議」において成年後見制度利用促進に関する協議を行い、幅広い意見を施策につなげる場とします。

さらに、「水戸権利擁護サポートセンター\*」と連携し、制度の普及啓発、法人後見、市民後見人養成・育成、法人後見支援の各種事業を推進していきます。

※水戸権利擁護サポートセンター：茨城県央地域定住自立圏構想に基づき、笠間市を含む5市3町1村が連携して取り組むもので、水戸市社会福祉協議会が運営しています。

## **1-2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築**

市民とともに、家庭裁判所、専門職団体、関係機関、行政が相互に連携・協力し支援を行う機関として、地域連携ネットワークを構築します。地域連携ネットワークでは、笠間市地域包括ケアシステムネットワークを活かすとともに、水戸権利擁護サポートセンター、家庭裁判所、専門職団体との連携により成年後見制度における支援の仕組みをつくります。

また、社会福祉課、障がい者基幹相談支援センター、笠間市社会福祉協議会は、市民の身近な相談窓口として、市民や福祉サービス事業者からの相談等を集約し、後見制度の利用に関する支援を実施するとともに中核機関と連携を図ります。医療・福祉専門職においては、日常的な相談業務の中から制度利用が必要な人を発見し、制度利用支援の窓口へつなぐ役割を担います。

さらに、民生委員、自治会等とともに、見守り協力事業所をはじめ民間企業においても、地域での日常の見守りや気づきから制度利用支援の窓口へつなぐ役割が期待されます。

## **1-3 成年後見人等の確保と市民後見人の育成**

市民の地域貢献ニーズを掘り起こし、水戸権利擁護サポートセンター、笠間市社会福祉協議会と連携し、市民後見人養成研修を実施するとともに、継続的な教育を行いより多くの市民後見人を養成できるよう努めます。

# **【基本目標2】利用者がメリットを実感できる制度の運用**

## **2-1 利用者の把握と早期発見・早期支援**

医療や福祉関係者、民間企業等との地域連携ネットワークにより、利用者を早期に把握し本人のニーズに合った制度支援を行います。

## **2-2 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実**

成年後見人等が制度利用者に対し、財産管理のみならず身上保護と見守りを行うとともに、本人の尊厳を守りながら、本人の意思を尊重した福祉サービスや医療等の公的サービスの提供がされるよう支援を行います。

## **2-3 他のサービスとの一体的提供**

速やかに必要な制度利用につなげられるよう、社会福祉協議会で行われている「日常生活自立支援事業」から、認知症や障がいの程度に応じて柔軟に成年後見制度への移行を図ります。

また、市長申立てによる後見等の申立てを適切に行うことで、成年後見制度の利用が必要な人を制度利用につなげます。あわせて、成年後見制度利用支援事業による申立て費用の補助及び親族以外の第三者に対する後見報酬等の補助を行うことで、利用者が安心して成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

## 2-4 法人後見立ち上げ支援

法人後見は、成年後見制度の利用を必要とする方が比較的若い方である場合などには、長期間にわたり継続的に後見業務にあたることができるという利点があります。また、法人内で多数の職員が連携することで、組織として対応することが期待できます。

こうしたことから、今後は市内の社会福祉法人等に対し法人立ち上げ支援を行うとともに、NPO法人等と地域のニーズを把握し、法人後見実施の必要性についての検討をすすめていきます。

さらに、水戸権利擁護サポートセンターが実施する法人後見支援事業との連携、研修会への参加により法人後見を立ち上げるための学習の場を設けます。

## 【基本目標3】適切な制度利用と後見活動の実現

### 3-1 制度理解の促進

成年後見制度の適切な周知や普及に不可欠である、保健・医療・介護・福祉サービスの専門職や事業者等に対し、成年後見制度の研修を行います。

また、市民に対しても研修会等を開催し普及啓発を行うことにより、成年後見制度が権利擁護支援における重要な手段のひとつであるとの認識を広めます。

### 3-2 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結びつける機能を強化します。

本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなり、協力して本人を見守り、本人の意思や状況を把握し、必要な支援を図ります。

本人を後見人とともにチームで支えることにより、後見人を支援するとともに、不正の未然防止を図ります。

### 3-3 後見活動の推進

市民後見人研修修了者は、実務経験を重ねる取り組みの一つとして、社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」における「生活支援員」として活動にあっています。

また、市では養成された市民後見人に対し、資質の向上を図るため、水戸権利擁護サポートセンターによるフォローアップ研修を受講していただくなど、地域で信頼される後見活動ができるよう支援します。

## 1. 連携体制

- (1) 庁内組織との連携
- (2) 関係機関との連携
- (3) 地域住民等との連携

## 2. 計画の推進（点検・評価）

計画の進行・管理については、関係各課や関係機関との意見交換や住民からの意見・要望の把握をもとに、本市で評価・検討していきます。

評価に際しては、達成状況が数値で判断できる項目のみならず数値で判断できない項目等も判断基準を定めて評価書を作成し、策定委員会や地域包括支援センター運営協議会など関係委員会を通じて随時点検し、今後の目標を判断していきます。

また、各種協議会・委員会において、サービスの利用状況や基盤整備の進捗状況の把握など計画の点検・評価を定期的に行うとともに、高齢者等の生活をめぐる様々な地域課題等への協議を行い、今後の計画へ反映させることとします。

